

外国人材の受入れ・共生のための 総合的対応策に係る取組の 現状・課題・対応策(2)

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性)

4 外国人材の円滑な受入れの促進に向けた取組 (1) 新たな外国人材の受入れ制度の実施に向けた取組

項目	現状	課題	対応策
受入れ企業又は登録支援機関が行う支援の具体化	「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、新たな外国人材の受入れ企業又は支援機関が実施主体となって、外国人材に対し各種支援を行う仕組みを設けることとされ、現在支援内容について検討している。	新たな外国人材の受入れ制度により外国人材を受け入れようとする分野において、具体的にどのような支援を行うべきかを個別に検討する必要がある。	政府基本方針等において検討
保証金・違約金を徴収するなど悪質な仲介事業者等の排除	「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、外国人材から保証金を徴収するなどの悪質な紹介業者等の介入を防止するための方策を講じることとされ、具体的な方策について検討している。	外国人材から保証金や違約金等を徴収するなど悪質な仲介事業者等の介入を防止するための措置を講じる必要がある。	新たな外国人材のみならず、他の外国人についても、保証金や違約金を徴収するなどの悪質な仲介業者等の介入が疑われる場合には、外国人にインタビューを実施するなど厳正な入国・在留審査を行い、悪質な仲介業者等を排除する。また、悪質な仲介事業者等の関与が顕在化する等の事情が判明した場合は、関係省庁と協議の上、相手国政府への申入れ、情報交換窓口の設定のほか、政府間文書の作成等の所要の措置を検討する。
新たな外国人材の円滑な受入れの促進	外国人材を受け入れようとする各分野において、試験制度の整備や実施体制について検討している。	海外における試験実施の主体・方法について更なる検討が必要である。	政府基本方針等において検討
	外国人材を受け入れようとする各分野において、学習支援について検討している。	受け入れる外国人材の日本語能力等の水準等を踏まえた更なる検討が必要である。	必要とされる分野への外国人材の受入れが円滑に進むようテキストの作成や翻訳、現地における教育プログラム策定、インターネット等による学習環境の整備など、外国人材の学習支援及び受験促進のための取組を行う。
在外公館等を通じた新たな受入れ制度の周知・広報	新制度の概要が確定し次第、受入れの多い国を中心に相手国政府に対して、新制度の周知を図ることについて検討している。	外国人材の受入れを拡大するための新たな在留資格の創設について、適切な情報を国外において広報する必要がある。	在外公館のホームページや窓口で新制度に関する広報を行う。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性)

4 外国人材の円滑な受入れの促進に向けた取組 (2) 海外における日本語教育の充実

項目	現状	課題	対応策
生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストの改訂	日本語学習の熟達度を測定する日本語能力試験を年2回実施している。	日本語のコミュニケーション能力に重点を置いた試験の実施頻度を上げるため、試験作成・実施体制の更なる整備を進める必要がある。	政府基本方針等において検討
日本語教育を効果的に行えるカリキュラムと教材の開発	国際交流基金を通じ、海外での日本語教育の普及のため、海外の学校教育への日本語教育の導入拡大に向けて、教育カリキュラムや教材を開発・提供している。	現地の教育機関及び教師による一定の水準での日本語教育の実施のため、模範となる教育カリキュラムや教材を開発・提供し得る体制整備が必要である。	国際交流基金が作成した「JF日本語教育スタンダード」を活用し、日本語教育を効果的に行えるカリキュラム及び教材を開発し、現地の教育機関及び教師に提示する。
日本語教育の専門家派遣の拡大等による現地教師の育成・拡大	受入れ対象となり得る国や地域では、日本語教育の現地教師の育成や研修等を実施してきたが、依然として、大幅な人数不足や教員の教授能力不足が生じている。	現地の日本語教師の需要の増加に対応しつつ、質の低い教育の横行を防止するため、現地の日本語教師の育成体制を整備していく必要がある。	国際交流基金による日本語専門家の派遣を拡大し、国際交流基金開発の教育カリキュラムや教材を活用し、現地語による日本語教育ができる現地教師の育成を進める。
各国の教育機関の活動支援の拡充	海外での日本語学習機会の提供のためには、質の高い日本語教師の雇用、海外での入手困難な日本語教材の確保や日本語ネイティブとのコミュニケーション機会の確保が重要であるが、海外の機関による自助努力での対応は困難である。	海外における日本語教育機関に対する助成や教材選択への助言等の継続的な支援、日本語ネイティブ教師の教育現場への派遣のための体制整備が必要である。	国際交流基金による助成支援を拡大するほか、現地教師の日本語のコミュニケーション能力の向上のため、国際交流基金が育成した日本語教師を派遣する事業を行う。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性)

5 新たな在留管理体制の構築 (1) 在留資格手続の円滑化・迅速化

項目	現状	課題	対応策
在留資格手続の オンライン申請の 開始	<p>我が国における中長期在留者の増加に伴い、地方入国管理官署の窓口が混雑し、在留諸申請のための待ち時間が長時間に及んでいる。また、在留諸申請の増加に伴い、地方入国管理官署での各種問合せへの対応や申請書類の管理等の業務が増加している。</p>	<p>在留外国人が地方入国管理官署の窓口において在留諸申請の受付のために長時間待つことのないよう、在留外国人の負担軽減を図る観点から、在留資格手続に係る円滑化・迅速化を進めるための方策が必要である。</p>	<p>平成30年度からオンライン申請手続の一部を開始することとしており、当該開始に向けて具体的な制度設計やオンラインシステムの詳細の検討等、所要の準備を進めている。</p>
申請手続の更なる 負担軽減を図る ための制度の在り 方の検討	<p>在留外国人の在留状況を正確かつ確実に把握し、的確な在留管理を行うことが重要になってきているところ、依然として、在留諸申請の際の提出資料により在留状況を確認する点が多い。</p>	<p>問題のない在留外国人の在留状況等を継続的に把握し、オンライン申請を行うに当たっての提出書類を省略するなど申請手続上の更なる負担軽減を図る必要がある。</p>	<p>平成30年度からオンライン申請を一部開始する予定であるところ、更なる利便性の向上を図るため、各種識別番号の活用を通じた行政機関間の情報連携により、在留外国人の正確な在留状況を確実に把握し、在留資格手続の際に求めている各種証明書の提出を不要とするなど、申請手続上の更なる負担軽減を図るための制度の在り方を検討する。</p>

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性)

5 新たな在留管理体制の構築

(2) 在留管理基盤の強化

項目	現状	課題	対応策
外国人の在留状況、雇用状況の正確な把握	法務省が保有する在留管理情報と厚生労働省が保有する外国人雇用状況届出の情報を突合できない事案や、事業主が外国人雇用状況届出の義務を履行していないと疑われる事案がある。	事業主に対して外国人雇用状況届出の義務を着実に履行させることにより、外国人の就労状況を正確に把握する必要がある。	法務省が保有する在留管理情報と厚生労働省が保有する外国人雇用状況届出の情報が突合できない事案や、事業主が外国人雇用状況届出の義務を履行していないと疑われる事案について、両省間で情報共有を行い、突合ができない情報がある事業主への確認等を行い、外国人の就労状況を正確に把握する。
業種・職種・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築	各省庁の公表する統計を用いても、外国人材の就労状況を正確に把握することは困難なため、成長戦略の効果測定が難しい状況にある。	業種・職種・在留資格別等の就労を把握する仕組みを構築し、具体的にどの業種・職種への外国人材の受入れが不足しているのか等を統計上で把握して各業種・職種ごとの施策に反映させる必要がある。	関係省庁と調整を図りながら、各種統計上の業種等と照らし合わせるように、外国人の在留諸申請における申請書の記載事項を見直す等、外国人材の業種・職種・在留資格別等の就労状況を統計上で正確に把握する仕組みを検討し、平成30年度中に結論を得る。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性)

5 新たな在留管理体制の構築 (3) 不法滞在者等への対策強化

項目	現状	課題	対応策
地方入国管理官署 と関係機関との協 力関係の強化	関係機関が連携して、不法就労・不法滞在事犯の取締りを実施するとともに、関係機関、自治体等が協力し、外国人雇用企業等に対し、不法就労等防止に向けた広報啓発活動及び指導を行っている。	我が国には依然として多数の不法滞在者が存在し、その多くが不法就労に従事しているものとみられる。近年、偽変造の在留カード等を行使して就労する事案など、手口が悪質・巧妙化するとともに、不法滞在者等が不法就労助長等の犯罪インフラ事犯と密接に関連している。	関係機関が協力関係を強化し、緊密な情報共有を行うとともに、収集した情報の分析を強化することにより、効果的かつ効率的な摘発の推進に努める。また、不法就労等の防止に向けた広報、啓発活動及び指導を積極的に実施する。
	被退令仮放免者については、住居及び行動範囲の制限その他必要な条件を付しており、仮放免を継続しておくことが適当ではない者については、仮放免の取消や仮放免期間の延長不許可により再収容するなど、仮放免の適正な運用を行っている。	送還を忌避する手段として幾度も行政訴訟を提起する者や、難民条約上の難民に明らかに該当しない理由で複数回難民認定申請を行う者が多数存在している。	退去強制令書が発付されているにもかかわらず送還を忌避し、諸般の事情で仮放免されている外国人については、動静を適切に把握するとともに、送還の支障となっている事由の解決・解消に努め、可能な限り早期に退去強制令書を執行する。
	在留外国人の多くは、日本人と言語、食事、宗教、風俗慣習、生活様式等を異にしているが、矯正施設に収容中の外国人の処遇や釈放後の生活環境の調整、保護観察処遇は相応の配慮をもって実施している。	矯正施設の規律秩序の維持や受刑者の矯正処遇の実施等のためには、外国人被収容者の心情をきめ細かく把握することが重要であるが、外国人被収容者と意思疎通を行う際の言語の相違が大きな支障となっている。また、保護観察を受けている者やその引受人等についても日本語での意思疎通が困難な場合がある。	外国人を収容する矯正施設において、引き続き通訳・翻訳体制の充実を進めるなど、外国人被収容者処遇等の充実を図る。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性)

【新規】留学生に対する就職支援

項目	現状	課題	対応策
就職支援に関する情報発信	<p>日本での就職を希望する外国人留学生は平成27年度で全体の64%を占める一方、実際に就職した者の割合は平成28年度卒業・修了者全体のうち31%にとどまっている。</p> <p>また、平成28年度に大学(学部・院)を卒業等した者のうち、国内に就職した者は8,610人(約36%)である。</p>	<p>高度外国人材の「卵」である優秀な外国人留学生の国内就職率の向上に向けた取組が重要であり、特に外国人材の採用に積極的な中堅・中小企業を支援する仕組みの構築が必要である。</p>	<p>留学生を含む高度な知識・技能を有する外国人材の積極的な受入れに向け、関係府省庁間の連携の下、各施策の有機的な連携を図るための仕組みとして、JETROプラットフォームを通じた分かりやすい情報発信・ワンストップサービスを提供する。なお、本年度中に情報ポータルサイトを構築し、来年度から、中堅・中小企業への支援等を本格稼働する。</p>
留学生と企業とのマッチング		<p>「日本再興戦略2016」等において目標とされた就職率5割の達成に向けて、より一層の就職支援が必要である。</p>	<p>ハローワークにおける留学生支援の拠点と位置づけている外国人雇用サービスセンターの増設により支援体制の強化を図るとともに、担当者制による相談・支援に加えて、インターンシップや各種セミナー、合同面接会等の開催などにより、留学生と企業との更なるマッチングの促進を図る。</p> <p>また、地域の中小企業等が留学生を含む多様な人材を確保するため、人材の発掘・確保・定着を支援していく。</p>
大学や専修学校等の教育機関における就職支援		<p>日本の就職活動の仕組みの認識不足やビジネス日本語能力の不足等、外国人留学生と企業間のミスマッチ解消に取り組む必要がある。</p> <p>また、日本留学後の日本国内での就職について、海外に向けての情報提供が不足しており、十分に発信できていない。</p>	<p>留学生が日本国内での就職に必要なスキルを一体として学ぶ環境を創設する大学における取組や、優秀な留学生の掘り起こし、日本語指導、国内企業とのマッチング等、総合的な受入れモデルを構築する専修学校における取組を支援しているところ、これら及び の取組によって得られた成果を公表して広く情報共有し、大学・専修学校、企業、地方公共団体等の連携の下、留学生を国内企業への就職につなげる仕組みの構築を促進する。</p> <p>また、国内企業のニーズに応じた留学生の受入れを促進するため、海外において、関係機関との連携により、卒業後の我が国での就職などのキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力について統合的な発信を図る。</p>

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性)

【新規】留学生に対する就職支援

項目	現状	課題	対応策
就労ニーズに対応するための在留資格の付与が認められる活動内容の見直し等	<p>日本での就職を希望する外国人留学生は平成27年度で全体の64%を占める一方、実際に就職した者の割合は平成28年度卒業・修了者全体のうち31%にとどまっている。</p> <p>また、平成28年度に大学(学部・院)を卒業等した者のうち、国内に就職した者は8,610人(約36%)である。</p>	<p>大学の専攻科目と就職先の業務内容との関連性の柔軟な取扱い,大学等卒業後最長1年間の就職活動の容認,継続就職活動中に就職先が内定した者の採用までの在留の容認,クールジャパン分野に関連する業務に就労しようとする際の在留資格に該当する活動や具体的な事例の明確化等に対応しているが,それでもなお現状では必ずしも十分に留学生の就労ニーズに応えきれていない側面があり,更なる対応が求められている。</p>	<p>今後,我が国大学を卒業した留学生が働ける業種の幅を更に広げるため,また,クールジャパン分野に関連する業務に更に広く従事可能とするため,在留資格の付与が認められる活動内容を見直すとともに,留学生の就職支援に係る事前相談窓口の設置,在留資格変更申請時の提出資料の簡素化等について対応していく。</p>
インターンや研修等を活用した就職支援	<p>平成29年度から5年間で1,000人の受入れを目標として,アジア途上国の優秀な人材が日本のイノベーションに貢献するとともに,母国に戻って自国の産業発展に貢献できるよう,政府開発援助等を活用し,理系分野の大学院留学,日本企業のインターンシップの機会の提供,ジョブフェアの開催等を行うイノベティブ・アジア事業を実施している。</p>	<p>インターン先企業と外国人留学生とのマッチングや,左記事業による研修終了後も就職までつなげるための関係機関との連携・協力が必要である。</p>	<p>インターンシップ実施状況の調査を行い改善が必要となる点につき対応することで,インターンシップを外国人留学生の卒業後の就職につなげていく。</p> <p>また,JETROプラットフォーム等を活用し,インターン事業の実施情報等を提供していく。</p>